

平成29年1月5日

玉名市長 高寄 哲哉 様

玉名市情報公開審査会

会長 野崎 和義

公文書の不開示決定に関する異議申立てについて（答申）

平成27年6月5日付け玉市管第43-1号情報公開審査諮問書にて諮問されたことについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

玉名市長（以下「実施機関」という。）が平成27年4月27日付け玉市管第13-1号で行った不開示決定は、妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立てに係る処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人は保管中の文書の中に開示されていない文書があると認められるとし、異議申立書、意見書、口頭意見陳述及び上申書で理由を述べるが、その主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

ア 開示されていないと考えられる公文書

(ア) 平成25年8月14日付け、玉市管第83-2号の公文書開示決定通知書に基づいて同月20日に開示された受付番号欄を「24-2」とされた公文書開示請求処理票

(イ) 平成25年8月14日付け、玉市管第84-2号の公文書開示決定通知書に基づいて同月20日に開示された受付番号欄を「24-2」とされた公文書開示請求処理票

イ 不適正に作成された公文書開示請求処理票が存在する根拠（上記アの文書が存在すると考えられる根拠）

これまで情報公開請求及び情報提供により交付を受けた文書のうち、これまで総務課、管財課及び建設管理課から異議申立人に開示された処理票（所管課送付日を平成25年2月15日としたもの）は作為的に事実でない内容を記録したものであり、この文書が「不適正に作成された文書」として開示されていない。

ウ 本件異議申立てに係る公文書開示請求（以下「本件請求」という。）の対象から除外した公文書

本件請求で「(開示に関する不服申し立てに関する内容は除く。)」として異議申立人が本件請求の対象から除外した公文書は、これまで不服申し立ての対象となった公文書である。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関からの意見書の要旨は、本件異議申立ての棄却を求めるもので、その理由は、次のとおりである。

異議申立人が開示されていないと主張する公文書は、平成25年2月15日付けで同人から提出された公文書開示請求書に基づく公文書開示請求処理票（以下「本件処理票」という。）を指していることは明白である。

本件異議申立てに係る不開示決定通知書の基となる平成27年4月13日付け公文書開示請求書では、「開示請求する公文書の件名又は内容」の欄に、同日時点までに異議申立人が提出した異議申立書に関する内容は除く旨、「(開示に関する不服申し立てに関する内容は除く。)」との文言が付記してある。

それら開示に関する不服申し立てのうち、平成25年9月9日に提出された異議申立書で、本件処理票自体が対象となっているため、当該付記の内容に該当するとの認識で対象外と判断し、不開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 申立人は、意見書、口頭意見陳述、上申書を通じて実施機関における情報公開の事務処理手続に不適正さがあるとし、一貫して論難している。

本来、実施機関としてはその事務処理手続の適否等につき、疑義を差し挟まれないよう適正な事務処理に努めなければならないことは当然のことであり、その意味では、申立人が疑義を指摘するその心情には汲むべきものもみられるが、そこに指摘されている事務処理手続の適否等に関する事項は、本来、実施機関に対して要請すべき問題であるから、当審査会の判断にはなじまないものである。

そこで、当審査会としては事務処理手続の適否等の判断は控えるものとし、

開示の請求があった文書について、開示の当否それ自体を以下に検討する。

- (2) 本件請求の対象となる公文書にこれまで不服申立ての対象となった公文書が含まれないことは、異議申立人の公文書開示請求書及び口頭による意見陳述により明らかであるところ、異議申立人が開示されていない旨主張する本件処理票は、異議申立人による平成25年9月9日付け異議申立てにおいて当該本件処理票自体の開示・不開示について争われており、不服申立ての対象となった公文書に該当する。

それ故、本件処理票は、異議申立人が本件請求の対象から除外した公文書に該当し、本件請求の対象となる公文書に含まれないと解するのが相当である。

また、その他に、異議申立人の主張に未開示の文書があることを裏付けるものはない。

以上のことから、本件請求に対する未開示文書は存在せず、実施機関が平成27年4月27日付け玉市管第13-1号で行った不開示決定は、妥当である。

玉名市情報公開審査会

会長 野崎 和義

委員 坂本 秀道

委員 木村 總子

委員 田中 智恵美